

児童発達支援事業 運営規程

あおい湖のこどもサポートルーム 長岡天神教室

児童発達支援

（事業の目的）

第1条 この規程は、医療法人杏華会（以下、「事業者」という。）が開設するあおい湖のこどもサポートルーム長岡天神教室（以下、「事業所」という。）において行う指定通所支援（児童発達支援）に係る事業の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、事業所を利用する障害児（以下、「利用者」という。）及びその障害児に係る通所給付決定保護者（以下、「保護者」という。）等の意思及び人格を尊重し、適切な指定通所支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業者は、指定通所支援の指定児童発達支援の提供に当たっては、利用者が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、事業所において、適切かつ効果的な指導訓練を行うものとする。

2 事業所の従業者は、指定通所支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又は保護者に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。

3 事業者は、その提供する指定通所支援の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

4 前3項のほか、事業者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員等の基準等に関する条例（平成24年7月27日京都府条例第34号）その他関係法令等を遵守して、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 あおい湖のこどもサポートルーム長岡天神教室
- （2）所在地 京都府長岡京市長岡2丁目26-13 3階

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1名（常勤職員）（2と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- （2）児童発達支援管理責任者 1名（常勤職員）

児童発達支援管理責任者は、利用者の個別支援計画の作成、利用者又はその家族に対する相談及び援助並びに他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。また業務を行うに当たって、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するよう努める。

- （3）児童指導員又は保育士 2名以上（うち常勤1名以上）

児童指導員又は保育士は、利用者に対して、個別支援計画に基づく適切な指導訓練を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 火曜日から土曜日とする。ただし、夏季8月13日から15日と、年末年始12月29日から1月3日までと、国民の祝日を除く。
- (2) 営業時間 9時00分から17時00分までとする。
- (3) サービス提供時間

（児童発達支援）

- 1コマ目 9時から10時30分のうち45分以上60分以内
 - 2コマ目 10時30分から12時のうち45分以上60分以内
 - 3コマ目 14時から15時30分のうち45分以上60分以内
 - 4コマ目 15時30分から17時のうち45分以上60分以内
- すべての開所日において1から4について提供する。

- (4) 提供時間単位のサービス提供の休止
- (3) の1から4のうち人員の配置が整わない単位においてはサービスを提供しない。
- (5) (1) ～ (3) によらない時間においても利用者の同意を得てサービスを提供する場合がある

（利用定員）

第6条 事業所において提供する児童発達支援の利用定員は、合計10名とする。第5条（3）の①から④はそれぞれ最大5名までとし、1日の合計は原則10名とする。

（事業の主たる対象とする障害の種類）

第7条 事業の主たる対象者は、〔重症心身障害・重症心身障害以外〕の障害児とする。

（指定通所支援の内容）

第8条 事業所で行う指定通所支援の内容は、次のとおりとする。

（児童発達支援）

- (1) 日常生活における基本的動作の訓練
- (2) 集団生活適応訓練
- (3) 創作的な活動の指導
- (4) 家庭からの相談及び援助

（通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額）

第9条 指定通所支援を提供した際に事業者が受領する費用の額は、内閣総理大臣が定める基準による。そのうち、各市町村が定めた通所利用者負担額として保護者から受領した額以外については、各市町村から代理受領するものとする。

2 法定代理受領を行わない指定通所支援を提供した際は、利用者から法第21条の5の3第2項の規定により算定された障害児通所給付費の額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定通所支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

3 事業者は、指定通所支援の提供にあっては、前項の支払いを受けるほか、そのサービスの提供に係る便宜に要する費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

・個別の療育に必要な材料にかかわる費用の実費

4 事業者は、第1項から第3項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った保護者に交付するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第10条 事業所の通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

（1）児童発達支援1事業の通常の実施地域は、長岡京市、向日市、大山崎町とする。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第11条 利用者及び保護者は、指定児童発達支援の利用に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

（1）サービス提供の対象者は、小学校就学前の児童とすること。

（2）サービスの提供時間中は保護者同伴を基本とすること。

（3）車両等により通所する場合は、法令を遵守し、指定の場所以外に駐車しないこと

（4）利用児童の住所及び利用者上限月額、支給量など受給者証の記載内容の変更があった場合は速やかに本事業所従業者に知らせること。

（5）事業所従業者より受給者証の確認を依頼された場合には速やかに提示すること。

（6）利用者は、利用予定日時の変更または中止があった場合、利用前々日までに事業所へ連絡すること。

（急病などの救急を要するものに対してはこの限りではない）

（7）前（1）から（6）に掲げるもののほか、事業所の管理及びサービスの提供のため必要な指示に反する行為をしないこと。

（緊急時等における対応方法）

第12条 従業者は、現にサービスを提供しているときに利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関へ連絡する等の措置を講じるとともに、児童発達支援管理責任者又は管理者に報告するものとする。

（苦情解決）

第13条 事業者は、事業所において提供した指定通所支援に関する利用者等からの苦情を解決するために、必要な措置を講じるものとする。

（事故発生時の対応）

第14条 事業者は、利用者に対する指定通所支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。また、賠償すべき事故が発生したときは、速やかに賠償するものとする。

（非常災害対策）

第15条 事業者は、事業所に消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するものとする。

2 事業者は、非常災害等に備えるため、事業所において、避難、救出その他の必要な訓練を定期的実施する。

（虐待の防止のための措置）

第16条 事業者は、利用者の人権の擁護、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとする。

- （1）虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- （2）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- （3）前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

（身体拘束の禁止）

第17条 事業所は、利用者又は、他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。

2 事業所は、やむを得ず前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

- （1）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- （2）身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- （3）従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（感染症対策等）

第18条 事業者は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- （1）事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知
- （2）事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- （3）事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の定期的な実施

（業務継続に向けた取組等）

第19条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営に関する留意点）

第20条 事業者は、事業所において適切な指定通所支援が提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質向上を図るために次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- （1）採用時研修 採用時2か月以内

(2) 継続研修 年2回以上

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。

3 事業者は、従業者が、従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持すべき旨を雇用契約において定めるものとする。

4 事業者は、利用者に対する指定通所支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定通所支援を提供した日から5年間保存するものとする。

（委任）

第21条 この規程に定めるほか、運営に関する重要事項は、事業者と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和8年1月1日から施行する。